

まちなか U-40(富士市若者世帯まちなか居住支援奨励金交付制度)

【制度内容に関する Q&A】

<趣旨・目的、概要>

Q1 制度の趣旨・目的は何ですか。

A 本市の人口減少に歯止めをかけ、まちなかへの居住を促進するため、市内在住の若者世帯を対象に、まちなかへの住宅取得にかかる費用について助成を行います。

<対象世帯について>

Q1 対象世帯を教えてください。

A 計画認定申請時において、夫婦いずれかが満 40 歳未満の市内在住者で、本市に若者世帯名義の住宅を所有していない世帯が対象となります。

Q2 富士市に何年以上住む必要がありますか。

A 10 年以上居住する必要があります。10 年に満たない場合は基準に基づき返還を求めます。

Q3 住宅取得後に婚姻する予定ですが、対象となりますか。

A 計画認定申請時に婚姻していることが条件になりますので、対象となりません。

<住宅・建築について>

Q1 どのような住宅が対象となりますか。

A 建物部分の取得価格が 500 万円（税込）以上の新築・建売・中古住宅、分譲マンションで、居住用部分の床面積が 50 m² を超える住宅が対象となります。

Q2 取得価格とはどのような費用になりますか。

A 新築住宅にあつては当該住宅の工事費用の額、建売住宅、中古住宅及び分譲マンションにあつてはこれらの住宅の購入費用の額となります。中古住宅及び分譲マンションについては、その改修費用を含みます。いずれの場合も、土地の購入費用は含みません。

Q3 親名義の住宅を増改築しますが対象となりますか。

A 若者世帯が施主となり、増改築部分の床面積が 50 m²を超え、その費用が 500 万円（税込）以上であれば対象となります。ただし、住宅の所有権を共有する場合には、若者世帯の持分の合計が 2 分の 1 以上であり、かつ、当該住宅の取得価格のうち 500（税込）万円以上を若者世帯が負担することが条件となります。

Q4 セカンドハウスとして新築する予定ですが、対象になりますか。

A 取得した住宅に定住し、住民登録することが条件になりますので、対象外となります。

Q5 アパートを新築し、その一室に居住する場合は対象となりますか。

A アパートだけでは対象になりませんが、その一室を居宅にして定住し、住民登録をすれば対象となります。ただし、居宅用部分の床面積が 50m²以上、かつ、その費用が 500 万円（税込）以上であることが必要です。

Q6 店舗併用住宅は対象となりますか。

A 店舗併用住宅の住宅専用部分の床面積が 50 m²以上、かつ、その費用が 500 万円（税込）以上であれば、対象となります。

Q7 店舗・別荘は対象となりますか。

A 店舗・別荘は対象となりません。

<対象地域について>

Q1 建築物の敷地が二つの用途地域にわたる場合、対象となりますか。

A 商業系の用途地域が 2 分の 1 以上であれば対象となります。

<施工業者について>

Q1 市内業者の条件は何ですか。

A 原則として、市内に主たる事務所（本社・本店）を有する工務店、大工等の事業者が該当します。

Q2 施工を市内業者も含めた複数業者で行いますが、上乘せ補助は受けられますか。

A 主たる工事（本体建築）を行う業者が、市内業者であれば該当します。

Q3 市内業者の施工であることをどのように確認するのですか。

A 見積書、契約書等で施工業者を確認します。その他、建築又は取得した住宅が市内業者により施工されたことを証明する書類の提出を求める場合があります。

<建売住宅・中古住宅・分譲住宅について>

Q1 建売住宅・中古住宅・分譲マンションは対象となりますか。

A 自ら居住するために購入する物件で、居住用部分の床面積が 50 m²を超え、かつ、建物部分の取得価格が 500 万円（税込）以上であれば対象となります。

Q2 友人が所有していた住居を購入しますが、対象となりますか。

A 居住用部分の床面積が 50 m²を超え、かつ、建物部分の取得価格が 500 万円（税込）以上であれば対象となります。

<土地について>

Q1 土地の取得は対象となりますか。

A 土地の取得は対象となりません。

Q2 両親が所有している土地に新築後、転居する予定ですが、対象となりますか。

A 土地について要件は定めてありませんので、対象要件等に該当すれば対象となります。

<工事期間について>

Q1 工事期間に制限はありますか。

A 住宅取得計画書を提出し、計画が認定された後、1年以内に完了届を提出していただく必要があります。また、完了届承認通知後は速やかに補助金の交付申請が必要です。

<奨励金の返還について>

Q1 奨励金が交付された後、交付対象となった住宅に居住することができなくなりました。奨励金は返還しなければならないのですか。

A 引き続き 10 年以上居住することが出来なくなった場合には、やむを得ない事由がある場合を除き、居住年数に応じた一部の返還をしなければなりません。また、虚偽や不正な手段により、奨励金の交付を受けたことが認められた場合には全部の返還を命じます。

Q2 交付決定を取り消すことがありますか。

A 交付決定後であっても、偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたと認められる場合は、交付決定を取り消すことがあります。

<共有について>

Q1 親と所有権を共有している場合は対象となりますか。

A.若者夫婦世帯の持分が 2 分の 1 以上であり、かつ、当該住宅の取得価格のうち 500 万円（税込）以上を当該夫婦が負担していれば対象となります。

<その他>

Q1 所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q2 ほかの補助金等との併用は構いませんか。

A 構いません。